

非行少年イメージ尺度の作成

Developing a Scale for Juvenile Delinquent Image

榊 原 葵

Aoi SAKAKIBARA

I. 問題と目的

1. 非行少年とは

2022年4月1日から公職選挙法の一部及び民法の一部が改正された。具体的には18歳以上の者が国民投票を行うことができるようになり、民法上の成年年齢も20歳から18歳へ引き下げられた。これらの法改正により、そのほかの法律においても見直し及び一部改正が行われた。例えば、女性の結婚できる年齢は16歳から18歳となり、男女ともに18歳以上の者となった。一方、飲酒や喫煙などに関しては、健康面などの理由から年齢引き下げの対象とならなかった。同様に、少年法においても見直し及び一部改正が行われたが、少年法の適用年齢は引き下げの対象とはならなかった。

少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」を目的としている法律である（少年法第一条）。少年法における「少年」とは、「二十歳に満たない者」を指し（少年法第二条）、性別についての区別はない。少年が法を犯す行為を「非行」と言い、20歳未満で罪を犯す者のことを「非行少年」と言う。非行少年は、年齢や非行性などによって、「犯罪少年」、「触法少年」、「虞犯少年」、に分類される。また、

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいなど、警察の補導対象となる少年を「不良行為少年」と言う（少年警察活動規則、2022）。

少年法は、起こした行為についての責任を取らせる刑罰とは異なり、将来、非行や犯罪を行わないように教育すること（保護処分）を目的としている。少年法の適用年齢である20歳未満の者は、成長途上の段階であり、可塑性のある存在としてみなされている。

しかし、結果として、民法における未成年の年齢と、少年法適用年齢に齟齬が生じたこととなった。そのため、今回の少年法の改正において、18歳及び19歳の者へ新たに枠組みが設けられ、「特定少年」として取り扱われることとなった。特定少年については、18歳未満の非行少年への対応とは異なる部分が生じる。

少年事件はすべて家庭裁判所に送致される（全件家裁送致主義）。その中で成人同様の手続きを取る必要があると思われるものに関しては、刑罰の適用が可能となる。刑罰の適用が必要とされる事件は、家庭裁判所から検察官送致（逆送）され、その対象は犯行時に16歳以上の少年であり、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合としていた。検察官送致（逆送）となり、起訴（公判請求）された場合であっても、少年事件に関しては実名

報道の規制がされていた。しかし特定少年に関しては、検察官送致（逆送）の対象となる事件が追加され、その際は実名報道の規制の対象外とされる。加えて、特定少年は虞犯少年の対象からも外れることとなった。

日本では2016年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行された。2018年からは再犯防止推進計画が行われている。再犯防止推進計画とは、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、2023年までの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ計画のことである。このように、犯罪や非行からの立ち直りは注目されており、犯罪や非行からの立ち直りに関する研究の視点も変化してきている。これまでの犯罪や非行からの立ち直り研究は、主に犯罪や非行が起こる原因や繰り返される要因について着目されてきた。しかし、近年ではデシスタンス（*desistance*）研究として、罪や非行を繰り返さなくなる要因について着目されている。

小関（2022）は特定少年について、成人同様に実名報道の対象とすることや成人に近い刑事手続きを行うことで、犯情重視により可塑性・要保護性や虞犯性を無視した対応となり、少年法の理念である健全な社会人への育成に妨げることが想定される、と指摘している。

また、非行少年に限らず、今回の成年年齢引き下げに関して対象となった18歳という年齢の中には、高校3年生の者も含まれる。高等学校には15歳以上の義務教育を終えた生徒が集まるため、実際は18歳以前からの指導や対応が必要となる。特に民法上の成年と未成年が所属することとなる高等学校などでは細やかな指導や対応が必要となることは確かである。

専門家の間では、裁判員裁判に18歳の高校生が選出されることについて、疑問視する声や批判の声も上がっている。法律上は成年年齢の引き下げに関して法改正という方法で整えられたものの、実際の現場では判断に困るようなケースが起こる可能性もある。その際には、更なる検討や必要に応じて対応を変更しなくてはならないこともあると考えられる。成年年齢を引き下げたことによる現場やケースごとでの混乱は、今後さらに起こることが予測される。

2. 青年期としての非行少年

令和2年度版犯罪白書（2020）によると、令和元年（2019年）の年齢層別検挙人員で最も多いのは16歳、17歳の中間少年であり、8213名であった。次に多いのは、18歳、19歳で特定少年の年齢に該当する年長少年であり、6430名であった。続いて、14歳、15歳の年少少年は5271名であった。検挙人員が最も多い中間少年は高校生の年齢に該当し、次に多いとされる年長少年は高校生と大学生の年齢に該当する。これは、令和4年度版の犯罪白書で発表された令和3年（2021年）までの年齢層別検挙人員と同様の傾向である。

Erikson, E. H. のライフサイクル論では、高校生の年齢である15歳から18歳の者は青年期に該当する。青年期における心理-社会的課題は、アイデンティティ（自我同一性）の確立である。Erikson(1963)によるアイデンティティについて、杉村（1998）は、幼児期以来形成されてきたさまざまな同一化や自己像が、青年期に取捨選択され再構成されることによって成立する、斉一性・連続性をもった自我の確立の状態である、と説明している。つまり、アイデンティティの確立とは、自分自身を確立していく作業であり、主体性を持って人生を歩むために重要な発達課題であると

言える。現代日本においても青年期特有のアイデンティティ危機が生じ、その程度によって神経症様症状がより顕在化しうることが示唆されている（中谷・友野・佐藤，2011）。

非行からの離脱とアイデンティティの関連について、河野（2009）は、自分の逸脱行動をふりかえり、周囲や自分自身に与えた影響を吟味し、それを引き受けていくことや、逸脱行動が自己実現には結びつかないと気づくことは、非行・犯罪者たちにとっては、今までのアイデンティティの崩壊を体験することにつながる、としている。また、今までのやり方が通用しないという内的な「世界の崩壊（Richardson et al. 1990）」の再統合を試み、その体験をどのようにして自己のものとし、新しいアイデンティティへと結びつけていくか。これは、心理面談や心理面接の場での重要な課題でもある、としている。

また、青年期は、認知機能の発達や身体的変化が著しい時期であり、このことが青年期に特徴的な「自己意識」（self-consciousness）の高まりを促すと考えられる（金子，2017）。自己意識（自意識）は、私的自己意識と公的自己意識に分けられる。Fenigstein, Scheier, & Buss（1975 菅原訳 1984）によると、私的自意識（private self-consciousness）は、自己の内面や感情、気分など、他者からは直接観察されない自己の側面に注意を向ける程度に関する個人差を示すものであり、公的自意識（public self-consciousness）は、自己の服装や髪型、あるいは他者に対する言動など、他者が観察しうる自己の側面に注意を向ける程度に関する個人差を示すものである。自己肯定感の形成に、他者への自意識である「公的自意識」が影響することも報告されている（破魔・浅枝・原，2020）。また、塩見・橋本・村井（2016）は、青年期は人生の中で最も自己愛傾向が増加する傾向にあり、他者を意識

し、外見の良さを重視する傾向にあることを示唆している。

中間（2012）は、私的自己意識及び公的自己意識は、中学生よりも高校生の方が高く、高校生よりも大学生の方が高いことを示している。金子（2018）は、私的自己意識と公私自己意識は、アイデンティティ形成を促す要因であると示している。

川本（2015）によると、主観的なアイデンティティの側面は養育者との関係性と関連し、社会的なアイデンティティに関しては友人や恋人との間の関係性が関連することが示唆された。また、友人や恋人に対してより安定的なアタッチメントが築けていることがアイデンティティの確立において重要となると考えられる、としている。アイデンティティ形成において他者との関係性が重要であるということは、Eriksonの発達理論が心理・「社会」的理論と呼ばれることからすでに明らかであるともいえる（杉村，1998）。

一方で、金子（2000）は、青年期心性の一つとして自己関連づけを挙げている。自己関連づけとは、他者のなんでもないしぐさを自己に被害的に関連づけることである（金子，2000）。さらに、佐村・齊藤（2016）は、被影響性傾向が高いことが自己関連づけを生み出す可能性を示唆している。被影響性とは、他者の感情や態度、あるいは流行からの影響の受けやすさを意味する（鈴木ら，2000）。江田・稲垣（2019）は、中学時代に非行傾向を有していた学生はそうでない学生と比べ高い公的自己意識特性・私的自己意識特性を示したことを明らかにしている。また、彼らは当時、無気力感、共有感覚の欠如、享楽感覚、を強く抱いていたことが示唆された。金子（2000）は、他者のちょっとした行動を自己に被害的に受け取れるときは、自己が脅かされている状態にあるとし、そのような状態は

心理的な不適応状態と考えられると指摘している。また、被害的になって不適応状態に陥っている人は、他者に敏感である側面を持っているために、それだけ被害的になってしまう、としている。

これまでの経験などを踏まえてアイデンティティを再構成していき、主体的な自分自身を生きるための必要な作業がアイデンティティの確立であると言える。中でも、他者からの見え方を意識することは、客観的な自分自身の姿を認識したり、自己と他者の同じ部分や異なる部分を再認識したりするためにも必要な視点である。そのため、他者への意識は自分らしさや自己肯定感につながる。同時に、他者からの視線を被害的に感じてしまうこともあるとされる。特に非行少年については、自己意識の高さについて指摘されており、周囲の環境や他者からの影響を受けやすいと言える。

3. 非行少年の特性

少年非行については、“比較的短期間で終息している場合が多い”との見方をするのが適当(小坂, 2019)であるとされている。また、非行少年の年齢や可塑性などから、更生後には社会に適應して生活をしていくことが期待されている。しかし、上述したように、非行少年は非行傾向のない者とは異なる特性を抱えていると指摘されている。

春日(2012)は、児童自立支援施設に入所してくる子どもたちの問題行動の背景には、両親の離婚や不仲、人間関係のふれあいの希薄さなど、家庭的な問題が大きく影響しており、親との関係に躓き、親との問題を引きずっている、としている。ゆえに、子どもの多くは、放置され、疎外され、満たされなかった悲惨な過去を持っていることが多く、大人や、社会に対して不信感を持っているこ

とを指摘している。

堀尾(2014)は、被害経験によって内在化された非行少年の特性について「被害者性」と表している。また、虐待やいじめが非行に関連しているだけでなく、いじめ被害を受けたものは虐待被害を受けていたり、養育環境で問題を抱えていたりする機会が多いことを示し、非行少年の特性の1つとして被害経験の重複を挙げている。

虐待に関して、緒方(2018)は、児童相談所のケース記録をもとに、被虐待歴のある少年では極端に再犯リスクが高いことを指摘している。また、藤田(2018)は、必ずしも、虐待が非行と関連しているとはいえないが、養護施設、自立支援施設、少年院と非行傾向が進むにつれ、被虐待率が上がっていくというのは、何らかの関係があることを示唆しているのではないだろうか、と指摘している。加えて、虐待を受けた子どものすべてが非行に走るわけではないが、虐待を受けた子どもの性格特性によって、非行という行動が現れるか否かが左右されるという結果が報告されている。

非行少年の抱える被害経験は、アイデンティティ形成や性格特性に影響を及ぼすとされている。例えば、水谷・雨宮(2015)は、過去のいじめ被害経験が大学生のWell-beingに影響を及ぼしていることを明らかにしている。伊藤(2015)は、発達障害等の「二次障害」として、身近な生活世界において拒絶、排除されたり、不適応を起こしたりして、その結果として非行などの問題行動につながるという因果である、としている。少年院および少年鑑別所における調査を行った内藤・田部・高橋(2018)は、「発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年の実態と非行の関係」は決して直接的でなく、貧困・劣悪な家庭環境・養護問題・虐待・ネグレクト、愛着

問題、いじめ・体罰等の二次障害として非行に至る可能性を示している。このように、発達障害や虐待が問題というわけではなく、そこからくる愛着の問題や、情緒の未熟さ、精神的な不安定さなどが問題行動に繋がっている（春日，2012）と言える。

また、宮下・小林（1981）は、非行傾向のある少年は、非行傾向の問題を持たない一般少年に比べ、疎外感のすべての尺度（孤独感、空虚感、圧迫拘束感、自己嫌悪感）において得点が有意に高いことを示している。そして、この結果をもとに疎外感が問題行動の要因のひとつであること、不適応行動が疎外感を増長させる可能性がある、と指摘している。宮下（2001）によると、非行などの問題行動を起こした少年鑑別所の入所少年は、疎外感の対応方法に苦しんでいるとされる。

以上より、非行少年の特性として、被害経験の多さや、被害経験の重複ゆえに様々な影響を受けていることが示された。中でも、いじめや虐待などの被害経験や発達上の問題は、長期的な影響を及ぼす可能性が大きく、更生に向けての支援や立ち直りにおいても重視すべき点であると言える。

4. 非行少年に対するイメージについて

非行や犯罪は、さまざまな人を傷つけ、脅かし、社会に多大な負の影響を与える。そのため、たとえ行為者が一定の罪を償って新たにやりなおそうと思っても、社会の無理解などに直面して、離脱がスムーズにいかないことは想像に難くない。さらに、その状況は自らの行為の代償とも言える（河野，2009）。

しかし、非行少年の特性を鑑みると、被害的な思考に陥ることにより、周囲へのSOSを出しづらく、その結果、疎外感を感じやすい状態になってしまっていることが考えられる。澤田（1996）は、非行少年が感じている無力

感や疎外感を自ら否認し抑圧する心理的メカニズムのことを「やせ我慢」と表している。

犯罪抑止にあたり、個人に働きかければ十分なのではなく、個々人を取り巻く環境が、犯罪を促進したり、あるいは反対に、統制したりするのに影響を及ぼすのも事実である（藤野，2014）。実際に、児童自立支援施設で非行少年への支援を行っている職員に対する調査で、宮戸・米倉（2016）は、根気よく、自分を見捨てずにかかわり続けてくれる存在がいることが、子どもの中に大人への信頼感や自尊心を育てることになり、立ち直りプロセスの中では重要なポイントと捉える職員が多くみられた、としている。

榊原（2022）は、非行に至るまでの経緯の1つには、被害経験の重複など、人との関わりの希薄さがある、と指摘している。また、その希薄さの一因には、非行少年自身のコミュニケーションのとれなさや拒否的反応もあると思われるが、周囲からのスティグマやイメージが影響していることも考えられる、と示している。「非行・犯罪からの離脱」に関する研究では、「立ち直り」の過程において、スティグマからの回復が重要であると言われている（都島，2017）。スティグマとは、ある特徴と否定的な固定概念が結びついたものであり、それにより特定の集団に属する人々の社会的信用が著しく貶められることである（Goffman, 1963 石黒訳 1970）。

スティグマはその人達が本来持っているはずの問題回避能力や発言力までも失わせ、スティグマの渦中から抜け出すきっかけを得る可能性をも減少させていく場合もある（宮地，2012）。スティグマとは、それがなければ手に入るはずだった自己のアイデンティティとは異なる、本人が望まない偏見にもとづく周囲の否定的な態度や行動を引き起こす性質である（坂本，2005）。

社会福祉研究において、ラベリングやスティグマは基礎的なキーワードであり、その重要性が指摘される機会は多い(大日, 2015)。精神看護学実習に参加する学生による精神疾患をもつ人へのイメージに関して、宮武・富山・五十嵐(2022)は、精神疾患をもつ人のイメージの情報源として、テレビや新聞などのマス・メディアの影響が強いことを指摘している。また、学生は臨地実習前に講義で精神疾患の特徴について学習し、知識を得ているが、日常生活の中で精神疾患を持つ人と接触体験をしたことが少ないため、実際の精神疾患をもつ人のイメージが湧きづらいのだと考えられる、としている。渡邊・森本(2021)は、認知症に対するスティグマの低減において、認知症の人と過去に関わった経験の重要性を指摘している。また、自閉症スペクトラム障害に対するスティグマについて谷口・山根(2020)は、スティグマ軽減の教育プログラムやオンライントレーニングにおいても、単に知識を学ぶ機会を与えるだけでなく、診断名と結びつく形で知識を提示するような形を目指すことが望ましい、としている。

少年犯罪問題の過大視については多く指摘されており、内閣府の世論調査をもとに、「少年非行事件が増加している」という意識、あるいは「少年非行事件が質的に変容している」という意識についての研究で、磯(2016)は実際の非行問題件数に関係なく、マスメディアの影響によって少年非行問題意識に対する拡大と縮小が起きているとしている。

そして、スティグマの低減については、正しい知識を得ることと同時に、実際に関わりを持つことや、より具体的な姿を想定して考えることなどの重要性も挙げられている。

公的自己意識が高い非行少年は、非行傾向のない青年期の少年と比較すると、より周りの顔を窺いながら、アイデンティティの形

成を行っている。しかし、これまでの被害経験の重複は、疎外感や自尊感情の低下など、ポジティブで健康的なアイデンティティの形成に影響を与えることが考えられる。

都島(2017)は、更生保護施設で生活することによって、例えばどのような非行歴があったのか、どのような経緯で施設生活を送ることになったのかといった過去の履歴は共有されていないため、「施設生活者」としての他者イメージが独り歩きしている、と指摘している。このように、スティグマによって、「非行少年」という部分に焦点を当てられ、個人が抱える特性や被害経験などについては目を向けてもらえないことが考えられる。そして周囲の顔を窺いやすい傾向にあり、被害者性を抱える非行少年にとって、スティグマの影響が大きいことは想像に難くない。周囲から、一人の人としてではなく、「非行少年」としてのスティグマで一括りに取り扱われてしまったり、「非行少年」である一個人として取り扱われてしまったりすることがアイデンティティへ与える影響は大きいと考えられる。そのような状態の中で、非行から立ち直るには、信頼できる大人や環境が重要であると言える。

非行に関するイメージを取り扱った研究は多くはないものの、これまでにいくつかの試みがみられる。しかし、いずれも対象が限定的であると言える。

松本(2019)は、女子大学生の性格傾向と非行少年の更生に対するイメージの間における関連性はみられなかったとしている(松本, 2019)。また、松本(2020)は、地域へ復帰した非行少年に対するイメージと性格との関連について、有意差が認められなかったことを示し、非行少年という存在がどのようなものなのか、またその人物像が容易にイメージしづらいためにそのことが怖さや不安につ

ながっているのではないかと指摘している。榊原（2022）は、審判は非公表で行われ、実名報道や顔写真などの報道規制がされていることは、非行少年の更生のチャンスを守るための重要な考えである、とする一方、報道規制などによって、世の中の人々が非行や非行少年に対する具体的なイメージを持つことが難しいという実態があるのも事実である、としている。ほかにも、久原ら（2016）は、非行少年の指導に対して教師が抱くイメージの特徴について検討を行っている。その結果、イメージ尺度は「冷静・公平」、「寛大さ」、「厳しさ」、「権威・一方的」の4因子、態度尺度は「受容」、「指導」、「自己開示」の3因子が抽出されている。

岡本（1997）は、非行少年群を少年鑑別所に入所している少年、一般人群を大学生とし、非行少年の少年院収容者についてのイメージを検討している。しかし、青年期に該当する非行少年は、時代の流れに合わせて非行傾向や非行の種類も変化している。そのため、現代の非行傾向や非行少年の特性にあった非行少年に対するイメージについて、対象を限らずに検討することができる非行少年イメージに関する研究は少ない。

よって、本研究は幅広く非行少年に対するイメージを捉えるため、日頃から非行少年との関わりが深い有識者群と、日常生活の中で非行少年と関わる機会が少ない一般人群の両方を調査対象とする。非行少年との関わりや非行少年に関する知識量などに関係なく、非行少年に対するイメージを測定することができる「非行少年イメージ尺度」を作成することを目的とする。

様々な立場や視点から非行少年に対するイメージを測定することが出来る尺度を作成することにより、それぞれの立場からみえる非行少年像を比較検討することが可能となると

考えられる。比較検討を行うことで、世間一般が持つ非行少年へのスティグマについて、具体的にどの部分の非行少年イメージが偏っているのか、検討することも可能となる。更生を目指す非行少年の再非行防止や犯罪防止のみならず、非行少年とまではならないスティグマを抱える少年や、非行少年となりうる少年への予防的関わりにもつながることが考えられる（榊原，2022）。

Ⅱ. 予備調査

「非行少年イメージ尺度」を作成するにあたり、項目の候補を選定することを目的として予備調査を行った。

1. 方法

(1) 対象

A県内で勤務する保護観察官（3名）と、同県内で主に非行少年を対象に更生保護活動を行う青少年ボランティア団体に所属し、活動経験が長く、県連盟の運営役員を兼任している会員（7名）、合計10名（男性3名、女性7名）を有識者群とした。一般人群は同県内の女子大学に所属する4年生9名とした。

(2) 手続き

予備調査では、現在の非行少年を取り巻く環境を広く捉え、人々がどのようなイメージを持ちやすいのかを幅広く理解することを目的とした。そのため、非行少年のみに限定せず、一般の人にもイメージしやすい社会的養護のもとで育った少年も含んだ内容とした。

社会的養護のもとで育った少年を含んだ理由は、厚生労働省における社会的養護に関する施設の中に、児童自立支援施設があるためである。児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなす虞のある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する

児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である（児童福祉法第44条）。

調査協力者には現在・過去を問わず、社会的養護のもとで育った経験がある少年、及び非行少年・不良行為少年についてのイメージ調査であることを伝えた。それぞれの立場からみた彼らのイメージについて、自由記述による無記名での調査を行った。形容詞や形容動詞を中心とする言葉で回答するように指示をした。

一般人群への調査では、より具体的なイメージを持つことができるよう、専門的な用語である「社会的養護」、「少年」についての説明として定義を示した。

2. 結果

調査結果をもとに、「非行少年イメージ尺度」の候補項目を選定した。調査結果としてあげられた言葉をリストアップし、あいまいな表現や専門用語、名詞（ヤンキー、バイクなど）、複数の意味として解釈可能であり、人によって捉え方が異なる可能性のある言葉を除いた。その後、カテゴリー分けを行い、同類語や対義語での言い換えを行った。臨床心理学を専門とする大学教員1名により項目内容の表現の妥当性の検討を再度行った。作成した項目は54項目となった（Table 1.）。

Ⅲ. 本調査

非行少年との関わりや非行少年に関する知識量などに関係なく、非行少年に対するイメージを測定することができる「非行少年イメージ尺度」の作成することを目的とする。予備調査で選定した項目から、「非行少年イメージ尺度」の測定にふさわしい項目の抽出

や因子構造について検討していく。

1. 方法

(1) 対象

予備調査と同県内にある施設や学校を対象とした。保護観察所、男子少年院2施設、複合型児童福祉施設で勤務している人、合計136名（男性96名、女性40名）を有識者群とした。内訳としては、保護観察所38名、男子少年院A16名、男子少年院B42名、複合型児童福祉施設40名であった。平均年齢は41.0歳（ $SD=12.3$ ）であった。一般人群は、女子大学、共学大学に所属する大学生、合計185名（男性67名、女性117名、不明1名）を対象とした。平均年齢は19.3歳（ $SD=2.2$ ）であった。

(2) 手続き

無記名の質問紙法を用いた。調査対象者の属性として、性別と年齢を尋ねた。

フェイスシートには、特定の少年との関わりについての調査ではないことを明記した。質問の前に、専門的な用語である「少年」、「非行少年」、「不良行為少年」についての説明として定義を示した。

質問内容は、予備調査の結果により抽出された54項目で構成した。評定は、「思わない（1点）」、「あまり思わない（2点）」、「どちらともいえない（3点）」、「やや思う（4点）」、「思う（5点）」の5件法とした。

2. 倫理的配慮

本研究は、著者所属機関の倫理審査委員会の承認を得て実施した。

調査にあたって、事前に協力機関の代表者に質問項目の確認を求め、調査の承諾を得た。配布及び回収方法について、有識者群に関しては、代表者に質問紙を渡し、回答を求めた。回収は返送用の封筒などを利用して後

Table 1. 非行少年イメージ尺度の項目一覧

項目番号	項目内容	項目番号	項目内容
1	暗い	28	愛情不足
2	生き生きとした	29	経済的に困っている
3	目立ちたい	30	ひきこもり
4	積極的な	31	親の育て方が良くない
5	堂々とした	32	危なっかしい
6	劣等感を感じている	33	こわい
7	勉強が苦手	34	興味がせまい
8	集中力がない	35	傷つきやすい
9	おとなしい	36	臆病な
10	衝動的	37	自信のある
11	冷静な	38	楽天的
12	感受性豊か	39	慎重な
13	気が短い	40	攻撃的
14	情緒不安定	41	人が信じられない
15	活発な	42	人付き合いが浅い
16	子どもっぽい	43	コミュニケーションが苦手
17	強がっている	44	他人の顔色をうかがう
18	素直な	45	仲間意識が強い
19	頑固な	46	愛嬌のある
20	後先考えない	47	依存的
21	自分勝手な	48	寂しい
22	真面目な	49	孤独な
23	非常識な	50	忍耐力がある
24	迷惑をかける	51	捕らえどころのない
25	悪い	52	個性のない
26	嫌われやすい	53	心に余裕がない
27	不安な	54	冷酷な

日返送を求めた。一般人群については、授業内の時間を利用し、集団での調査を行った。

3. 結果

(1) 非行少年イメージ尺度の探索的因子分析

データに欠損のあったものを除いた298名分の回答を分析対象とし、探索的因子分析(最尤法, プロマックス回転)を行った。スクリープロットや因子の解釈の可能性を考慮し、「被害思考性」、「反社会性」、「行動性」、「発達未熟性」の4因子構造とした(Table 2.)。

(2) 非行少年イメージ尺度の確証的因子分析

探索的因子分析の結果から、各因子について逆転項目を除いた因子負荷量の高い3項目を選択し、4因子構造モデルを想定し、確証

的因子分析を行った。誤差変数間の相関は仮定せずに分析を行い、その後修正指標を参考に有意な相関を設定した。なお、今後の尺度使用場面における調査協力者への負担を考慮し、因子との関連が強い項目を厳選し、なるべく少ない項目数と因子数での尺度作成を行った。

第1因子は、「寂しい」、「傷つきやすい」、「孤独な」の「被害思考性」、第2因子は「非常識な」、「迷惑をかける」、「自分勝手な」の「反社会性」、第3因子は「積極的な」、「堂々とした」、「活発な」の「行動性」、第4因子は「勉強が苦手」、「集中力がない」、「子どもっぽい」の「発達未熟性」とした。各因子の α 係数は「被害思考性」($\alpha = .79$)「反社会性」($\alpha = .80$)「行動性」($\alpha = .73$)「発達

Table 2. 非行少年イメージ尺度の探索的因子分析結果

項目番号	項目内容	I	II	III	IV
第1因子	「被害思考性」				
48	寂しい	.732	-.119	.089	.031
35	傷つきやすい	.715	-.199	.009	.210
49	孤独な	.687	.050	.040	-.153
43	コミュニケーションが苦手	.643	.022	-.299	-.025
41	人が信じられない	.630	.007	-.012	-.081
36	臆病な	.596	-.060	-.159	.130
42	人付き合いが浅い	.588	-.001	-.250	-.052
47	依存的	.576	.075	.055	.043
28	愛情不足	.573	.080	.064	.119
30	ひきこもり	.541	-.110	-.068	-.276
29	経済的に困っている	.528	.027	.101	.044
27	不安な	.521	.104	.043	-.054
44	他人の顔色をうかがう	.515	-.266	-.104	.011
34	興味がせまい	.504	.000	-.100	.177
6	劣等感を感じている	.494	.051	-.089	.210
53	心に余裕がない	.450	.251	.005	.036
9	おとなしい	.426	-.390	-.113	-.309
51	捉えどころのない	.365	-.026	.025	-.145
1	暗い	.351	.126	-.111	-.317
52	個性のない	.263	.041	-.120	-.164
31	親の育て方が良くない	.248	.097	-.131	.198
第2因子	「反社会性」				
23	非常識な	-.039	.748	.065	-.023
24	迷惑をかける	-.079	.732	.049	.079
21	自分勝手な	-.023	.730	.060	.065
25	悪い	-.062	.700	.000	-.094
40	攻撃的	.083	.633	.134	-.019
22	真面目な	.252	-.620	.130	-.285
20	後先考えない	.039	.609	.019	.170
13	気が短い	.042	.585	.100	.138
26	嫌われやすい	.142	.532	-.078	-.019
33	こわい	.124	.510	.357	-.319
18	素直な	.245	-.499	.278	.139
46	愛嬌のある	.175	-.478	.214	.203
39	慎重な	.162	-.474	.320	-.211
10	衝動的	.187	.446	.044	.070
32	危なっかしい	.224	.379	.076	.154
14	情緒不安定	.296	.352	-.001	-.108
第3因子	「行動性」				
4	積極的な	-.096	.077	.731	-.126
5	堂々とした	-.199	.178	.703	-.306
15	活発な	.008	.147	.658	.197
37	自信のある	-.137	.033	.582	-.138
50	忍耐力がある	.001	-.280	.474	-.179
12	感受性豊か	.127	-.184	.473	.142
2	生き生きとした	-.066	-.154	.455	-.008
3	目立ちたい	-.017	.364	.409	.156
19	頑固な	.185	.173	.280	.186
第4因子	「発達未熟性」				
7	勉強が苦手	.134	.235	-.020	.558
54	冷酷な	.224	.387	.249	-.478
8	集中力がない	.112	.295	-.113	.475
11	冷静な	.123	-.348	.200	-.460
16	子どもっぽい	.133	.407	.024	.418
17	強がっている	.261	.331	.082	.397
45	仲間意識が強い	.022	-.067	.258	.369
38	楽天的	-.108	.034	.200	.210
	因子間相関				
	I		.362	-.051	.040
	II			-.114	.159
	III				.192

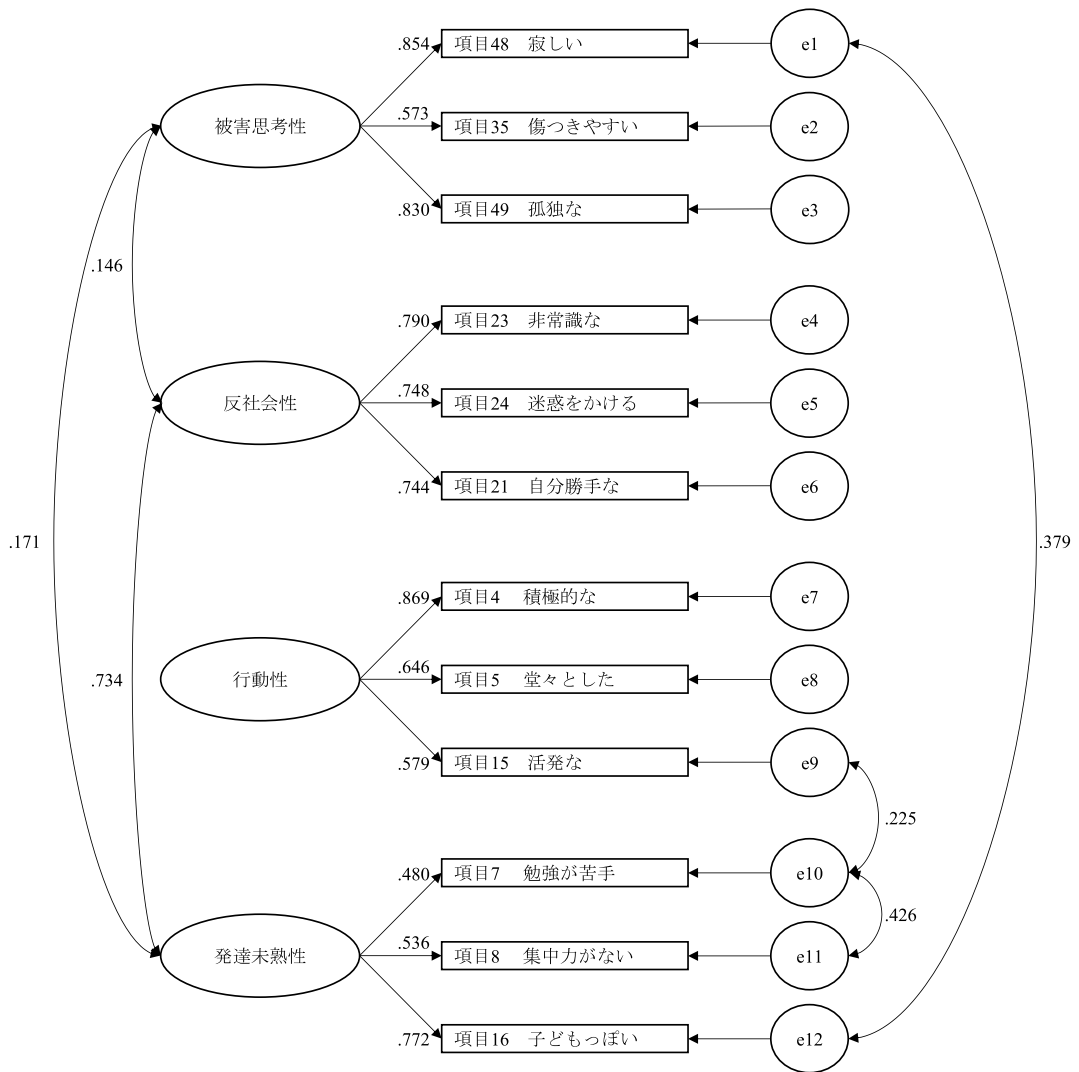


Figure 1. 非行少年イメージ尺度の確証的因子分析結果

未熟性」($\alpha = .74$)であり、一定の信頼性が認められた。なお、適合度指標は、CFI = .962, GFI = .952, AGFI = .921, RMSEA = .056であり、一定の適合度が認められた (Figure 1)。

(3) 項目分析

各項目の信頼性の検討を行った。因子ごとに因子得点の平均値を基準に調査対象者を高群と低群に分け、両群における各項目の平均

値の差の検定を行った (G-P分析)。その結果、全項目において1%水準で有意差がみられ、弁別性の問題はみられなかった。また、各因子得点と各項目得点についてPearsonの積率相関係数を算出した (I-T相関) 結果、すべての項目において有意な正の相関がみられた (Table 3)。

Table 3. I-T相関と因子得点高群・低群における各項目の平均値

	I-T相関	高群	低群	t値
第1因子：被害思考性				
寂しい	0.866 **	4.36	3.24	13.97 **
傷つきやすい	0.789 **	4.35	3.04	14.90 **
孤独な	0.862 **	4.36	3.05	15.98 **
第2因子：反社会性				
非常識な	0.872 **	4.61	3.25	16.53 **
迷惑をかける	0.844 **	4.79	3.61	15.70 **
自分勝手な	0.826 **	4.80	3.65	15.40 **
第3因子：行動性				
積極的な	0.847 **	3.52	2.02	17.61 **
堂々とした	0.819 **	3.57	1.88	17.44 **
活発な	0.749 **	3.59	2.48	10.70 **
第4因子：発達未熟性				
勉強が苦手	0.831 **	4.47	3.05	15.26 **
子どもっぽい	0.840 **	4.39	2.83	18.27 **
集中力がない	0.756 **	4.46	3.27	11.62 **

** $p < .01$

IV. 考察

本研究の目的は、非行少年との関わりや非行少年に関する知識量などに関係なく、非行少年に対するイメージを測定することができる「非行少年イメージ尺度」を作成することであった。

これまでは非行少年との関わりが少ない大学生や、教師などといった限定的な立場の者による非行少年に対するイメージの測定が多かった。さらに、現代の社会的・文化的背景に合った非行少年イメージを取り扱った研究は少なかった。本尺度の作成により、様々な立場や視点からの非行少年イメージを比較検討することが可能となり、今後、心理教育や支援者支援などへの活用が期待される。

また、非行は愛着の歪み、虐待、いじめなど、様々な問題にもつながっている。そのため、非行少年の立ち直りや非行の予防は、非

行に限らない様々な問題の連鎖の抑止力になると言える。非行少年の立ち直りや非行の予防には、周囲の環境が重要である。しかし、非行少年・不良行為少年や非行少年の予備軍が抱えている問題や疎外感の扱いによっては、信頼関係が崩れてしまったり、大人や周囲の人に対する不信感を抱いてしまったりする可能性も考えられる。大人や周囲の人への不信感などは、非行などの問題行動へとつながってしまう可能性の1つでもある。このようリスクや非行少年の実際の姿について正しく理解し、地域社会が非行少年を受け入れる基盤をつくることで、非行少年の更生や再非行・再犯防止、被害者・加害者を生まない社会につながる環境づくりができると考えられる。

因子分析の結果、「非行少年イメージ尺度」は、「被害思考性」、「反社会性」、「行動性」、

「発達未熟性」の4因子構造が妥当であると判断された。各因子の α 係数を算出した結果、十分な値がみられ、一定の適合度も認められたことから、本尺度は「非行少年イメージ尺度」として信頼性が認められた。

探索的因子分析とそれに続く確証的因子分析において、項目が各因子に分類され、最終的に因子項目が選定されたプロセスについて考察する。

第1因子「被害思考性」は探索的因子分析の結果から、最終的に採択された3項目のほかに「不安な」、「興味がせまい」、「心に余裕がない」、「おとなしい」、「捉えどころのない」、「暗い」、「個性のない」という人との関わりに消極的な様子を表す項目が抽出された。また、「愛情不足」、「経済的に困っている」、「親の育て方が良くない」という養育環境の問題に関する項目、「コミュニケーションが苦手」、「人が信じられない」、「臆病な」、「人付き合いが浅い」、「依存的」、「ひきこもり」、「他人の顔色をうかがう」、「劣等感を感じている」という人との関わりにおける困難さに関する項目が抽出された。養育環境の悪さと対人関係の困難さに関する項目の両方を含むことから、愛着形成の歪みによる、その後の対人関係における困難さを表す内容で構成されたと考えられる。

第1因子の特徴として、多くの項目が非行少年の視点を想像したと考えられる内容で構成されていることが挙げられる。被養育環境の中での愛情の不足や、十分に育ててもらえなかったというイメージが、他者への不信感や傷つきやすさといった被害的心性イメージにつながっていると考えられる。被害者性や被害経験の重複という非行少年が持つ特性や、抽出された項目の内容から、第1因子を「被害思考性」という名称とした。確証的因子分析の結果、最終的に、「寂しい」、「傷つ

きやすい」、「孤独な」という、人との関わりによって生じる非行少年の感情や特性に関する項目が採択された。

第2因子「反社会性」では、探索的因子分析の段階では、最終的に採用された項目に加え、「悪い」、「攻撃的」、「後先考えない」、「気が短い」、「嫌われやすい」、「こわい」、「衝動的」、「危なっかしい」、「情緒不安定」という、非行少年との関わりを想像した際に生じる感情に関する項目が含まれていた。これら項目はいずれもネガティブな印象を表す内容であった。逆転項目としては「真面目な」、「素直な」、「愛嬌のある」、「慎重な」の4項目が抽出され、逆転処理を行うと、社会性におけるマイナス要因となると解釈できる。よって、第2因子は、規範意識の低さ、受け入れにくさ、協調性の乏しさなどの項目内容から「反社会性」という名称とした。最終的に、「非常識な」、「迷惑をかける」、「自分勝手な」という、周囲のことを考えない様子や態度、規範意識の低さなどに関する3項目が抽出された。

第3因子「行動性」では、探索的因子分析のプロセスで、「自信のある」、「忍耐力がある」、「感受性豊か」、「生き生きとした」、「目立ちたい」、「頑固な」という項目が抽出された。第3因子は、他者や物事に対する姿勢を表す項目によって構成されていることが特徴である。全体を通して、探索的因子分析では、ネガティブな印象とポジティブな印象の両面性を持ち合わせた因子内容となった。これらの項目は一見ポジティブな内容として捉えられるが、積極性や堂々とした態度は、時として自己中心的な姿勢、他者配慮の少ない行動化の表れとして捉えることもできる。特に、非行行動においては、悪びれない態度などとして考えることも可能である。よって、第3因子は多義的な意味と印象を持ち、意味の捉え方や印象は調査対象者の中でも状況によっ

て異なることが考えられる。第3因子は「行動性」という名称とし、確証的因子分析の結果、「積極的な」、「堂々とした」、「活発な」の3項目が抽出された。

第4因子「発達未熟性」では、逆転項目として「冷酷な」、「冷静な」の2項目が含まれた。逆転項目を除いた6項目は、「勉強が苦手」、「集中力がない」、「子どもっぽい」、「強がっている」というネガティブな印象を持つ項目と、「仲間意識が強い」、「楽天的」という一見するとポジティブな内容にも捉えられるが、非行少年に当てはめるとネガティブな印象にもなる、両面性を持った項目によって構成された。第4因子では様々な要素の項目が抽出されたため、探索的因子分析の結果をもとに因子負荷量が高い項目から順に内容を吟味し、ネガティブな印象を持つ3項目を採用した。逆転項目を除いた上位3項目は、社会性や学習面の成長など、発達の問題につながる可能性も考えられることから「発達未熟性」という名称とした。最終的に「勉強が苦手」、「集中力がない」、「子どもっぽい」の3項目が採択された。なお、因子項目の意味的なまとまりを重視し、第4因子では「冷酷な」「冷静な」という項目は採用しなかったが、これらの要素は非行少年イメージを考える上で重要である可能性もあるため、今後の別の観点からの研究の中で検討する価値があると考えられる。

V. 今後の課題

本調査では幅広いイメージを捉えるため、有識者群と一般人群のデータをもとに「非行少年イメージ尺度」を作成した。本研究で作成された「非行少年イメージ尺度」は、今後非行少年イメージを検討する様々な研究の中で活用が可能であると考えられる。

しかし、現代の社会背景や時代に合う「非

行少年イメージ尺度」に類似する概念の尺度はなく、妥当性に関する検討が困難であった。そのため、実際に非行少年と関わり、非行少年の実際を知っている有識者群と、非行少年との関わりは少ないと考えられる一般人群をはじめとする様々な立場の者が持つ非行少年イメージについて、群間での比較検討を行い、妥当性についても検討していくことも必要であると考えられる。

VI. 利益相反に関する情報開示

本論文に関して、開示すべき利益相反に関する事項はない。

VII. 文献

- 大日義晴 (2015). ラベリングと社会的距離—児童養護施設退所者に対するまなざしを通して— 社会福祉, **56**, 9-24.
- 江田昌希・稲垣応顕 (2019). 非行への認識による自己意識特性の違いに関する研究—大学生を対象とした振り返りを通して— 上越教育大学研究紀要, **39** (1), 1-8.
- Erikson, E. H. (1963). *Childhood and society*. 2nd ed. New York: W. W. Norton.
- Fenigstein, A., Scheier, M. F., & Buss, A. H. (1975). Public and private self-consciousness: Assessment and theory. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, **43**, 522-527.
- 藤野京子 (2014). 犯罪理論に対する心理学分野の貢献を考える 早稲田大学大学院文学研究科紀要第1分冊, **60**, 5-19.
- 藤田尚 (2018). 社会的養護と犯罪予防: ソーシャルワーカーによる犯罪予防活動への貢献について 比較法雑誌, **51** (4), 97-122.
- Goffman, E. (1963). *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*. Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall. (石黒毅 訳 (1970). スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティー— せりか書房).
- 破魔幸枝・浅枝麻夢可・原久美子 (2020). 青年期における自己肯定感と対他者との意識に関連する要因の検討 神戸常磐大学紀要, **13**, 93-99.

- 堀尾良弘 (2014). 非行少年の加害と被害に関する研究動向—いじめに関する研究の展望— 愛知県立大学教育福祉学部論文集, **63**, 61-66.
- 法務省法務総合研究所 (2020). 令和2年度版犯罪白書 昭和情報プロセス
- 磯崇仁 (2016). 「少年非行問題」の拡大と縮小—新聞メディアによる影響に注目して— 教育デザイン研究, **7**, 23-32.
- 伊藤茂樹 (2015). 少年非行をめぐる社会的状況—子どもと大人の関係から— 犯罪社会学研究, **40**, 14-26.
- 金子一史 (2000). 青年期心性としての自己関係づけ 教育心理学研究, **48**, 473-480.
- 金子智昭 (2017). 大学生の自己意識に関する研究：改訂版自己意識尺度の作成と心理的適応の関連性 慶應義塾大学大学院社会学研究紀要, **84**, 15-33.
- 金子智昭 (2018). 自己意識の類型化とアイデンティティ形成の関連：青年期の自己否定性に着目して 慶應義塾大学大学院社会学研究紀要, **85**, 57-68.
- 春日美奈子 (2012). 児童自立支援施設の可能性：小舎夫婦制の意義と課題 鎌倉女子大学紀要, **19**, 13-24.
- 川本哲也 (2015). 成人形成期のアイデンティティと複数の社会的関係性の関連：養育者・友人・恋人に対するアタッチメント・スタイルの違いに着目して 発達心理学研究, **26**(3), 210-224.
- 小坂清文 (2019). 年齢犯罪曲線から見た非行と犯罪 徳島文理大学研究紀要, **98**, 21-33.
- 河野荘子 (2009). Resilience Processとしての非行からの離脱 犯罪社会学研究, **34**, 32-46.
- 小関慶太 (2022). 少年法改正 (2022年法) と特定少年 リカレント研究論集, (2), 10-20.
- 久原恵理子・宮寺貴之・藤原佑貴・小林寿一 (2016). 非行少年の指導に対して教師が抱くイメージの特徴について—態度や共感性との関連から— 犯罪心理学研究, **53**(2), 43-57.
- 松本千尋 (2019). 女子大学生における非行少年の更生に対するイメージと性格の関連 跡見学園女子大学心理学部紀要, **1**, 153-160.
- 松本千尋 (2020). 女子大学生における地域へ復帰した非行少年に対するイメージと性格の関連 跡見学園女子大学附属心理教育相談所紀要, **16**, 137-151.
- 宮武陽子・富山美佳子・五十嵐啓子 (2022). 精神看護学実習における精神疾患をもつ人の学生のイメージに関する文献検討—スティグマと情報についての考察— 足利大学看護学研究紀要, **10**(1), 29-39.
- 宮地あゆみ (2012). スティグマの社会学的理解 鹿児島国際大学大学院学術論集, **4**, 31-39.
- 宮戸美樹・米倉史乃 (2016). 児童自立施設職員が捉える非行からの立ち直りのプロセス—さまざまな「出会い」に着目して— 横浜国立大学教育相談・支援総合センター研究論集, **16**, 19-36.
- 宮下一博 (2001). 非行少年の疎外感の受容に関する研究 千葉大学教育学部研究紀要, I, 教育科学編, **49**, 11-17.
- 宮下一博・小林利宣 (1981). 青年期における「疎外感」の発達と適応との関係 教育心理学研究, **29**(4), 297-305.
- 水谷聡秀・雨宮俊彦 (2015). 小中高時代のいじめ経験が大学生の自尊感情とWell-Beingに与える影響 教育心理学研究, **63**(2), 102-110.
- 内藤千尋・田部絢子・高橋智 (2018). 発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年の地域移行・定着の実態と支援に関する調査報告—全国の保護観察所・更生保護施設・保護司等の調査から— 東京学芸大学紀要 総合教育科学系, **69**(2), 57-80.
- 中間玲子 (2012). 青年期の自己意識の発達の變化 (1)—理想自己と自己意識特性との関連— 日本教育心理学会総会発表論文集, **54**, 247.
- 中谷陽輔・友野隆成・佐藤豪 (2011). 現代青年においてアイデンティティ (自我同一性) の危機は顕在化するのか パーソナリティ研究, **20**(2), 63-72.
- 緒方康介 (2018). 触法少年に対する児童相談所の指導効果 犯罪心理学研究, **56**(1), 89-104.
- 岡本英生 (1997). 非行少年の少年院収容者についてのイメージ 犯罪心理学研究, **35**(2), 15-27.
- Richardson, G. E., Neiger, B. L., Jensen, S. & Kumpfer, K. L. (1990). "The Resiliency Model," *Health Education*, **21**(6), 33-39.
- 榊原葵 (2022). 非行少年の被害経験と支援に関する動向と展望 金城学院大学大学院人間生活学研究科論集, **22**, 9-19.
- 坂本佳鶴恵 (2005). アイデンティティの権力—差

- 別を語る主体は成立するか 新曜社
- 佐村志穂美・齊藤誠一 (2016). 青年期における多次元共感性と自己関係づけの関連 神戸大学発達・臨床心理学研究, **15**, 7-12.
- 澤田豊 (1996). 無力感・疎外感を否定する反応 (やせ我慢) としての非行犯罪 犯罪心理学研究, **34** (特別号), 152-153.
- 塩見邦雄・橋本秀美・村井千哲 (2016). 青年期の自己愛性, 共感性と描画特徴の関連性についての研究 大和大学研究紀要, **2**, 151-160.
- 菅原健介 (1984). 自意識尺度 (self-consciousness scale) 日本語版作成の試み 心理学研究, **55**(3), 184-188.
- 杉村和美 (1998). 青年期におけるアイデンティティの形成: 関係性の観点からのとらえ直し 発達心理学研究, **9**(1), 45-55.
- 鈴木有美・木野和代・出口智子・遠山孝司・出口拓彦・伊田勝憲・大谷福子・谷口ゆき・野田勝子 (2000). 多次元共感性尺度作成の試み 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要, **47**, 269-279.
- 谷口あや・山根隆宏 (2020). 診断名の提示が自閉症スペクトラム障害に対するスティグマに及ぼす影響: 知識との関連から 発達心理学研究, **31**(3), 130-140.
- 都島梨紗 (2017). 更生保護施設生活者のスティグマと「立ち直り」—スティグマ対処行動に関する語りに注目して— 犯罪社会学研究, **42**, 155-170.
- 渡邊慧・森本浩志 (2021). 大学生の認知症に対するスティグマと思考抑制傾向および仮想的有能感の関連 明治大学大学院心理学研究科心理学研究科紀要, **26**, 35-42.